○財務省告示第六十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。

都道府県	指定地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年農林水産省、通商産業省、告示第二号）の一部を次のように改正する。

「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。

備考第二項第一号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加える。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
大蔵省、厚生省、通商産業省、告示第二号
運輸省

○文部科学省告示第二十三号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定により、高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を次のとおり認定したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文

名称	位置	設置者
如水館バンコク（高等部）	タイ王国バンコク	カン有限会社（THE KANG CO.,LTD）

○文部科学省、経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、文部科学省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る委託費

○厚生労働省告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。

平成二十四年二月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

○農林水産省告示第四百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物基準共済掛金率、農作物共済掛金標準率、農作物通常標準被害率、農作物通常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率、農作物異常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦